

研究の窓

福祉国家と正義論

昨今の福祉国家の見直し論議においては、財政的負担や経済的効率の問題が大きなウエイトを占めている。だが、これらの問題の考察においても、正義論の展開が重要な方向づけを与え、原理的な問題提起をしてきていることが見落とされてはならない。

J.ロールズの『正義論』（1971年）以降、リベラリズムの正義論が広く社会的関心を集めたのは、戦後コンセンサスが動揺しはじめた時期にあらためて福祉国家の正当化理論を提供するものと受け止められたところが大きい。ロールズ自身は、彼の正義論を福祉国家による事後的な所得の再分配と社会的ミニマムの保障の正当化と直接結びつけることには慎重であったが、全般的に、リベラルな正義論は平等主義的であり、福祉国家や社会保障への権利を正当化する傾向をもっており、ロールズの正義論をそのように理解する者も少なくない。

私自身も、福祉国家や社会保障の問題を統合的に考察する視座としては、基本的にリベラリズムが適切だと考えている。けれども、リベラルな正義論が、自由と平等、効率と公正、個人の自律と国家のパターナリズムなどの対立原理の調整に概して楽観的であることには物足りなさも感じている。70年代後半から、経済成長が停滞し、経済成長と社会保障とがポジティブ・サムの関係にない局面が前面化するにつれて、福祉国家の危機が論じられるようになり、正義論でも、リベラリズムにおけるこれらの対立原理の内的緊張をあぶり出して批判する潮流が次々と台頭し、いろいろと考えさせられるところが多い。

福祉国家見直し論議に現実には大きな影響を及ぼしているのは、F. A.ハイエク、M.フリードマン、J. M.ブキャナンらのリバタリアニズムであろう。彼らは、自由競争市場を最大限尊重する立場から、再分配的な社会的正義の観念や福祉国家に対して、個人の自由の侵害や官僚主義的非効率などを理由に厳しい批判を展開し、新自由主義的な保守政権のもとで、行財政改革・民営化・規制緩和などを推進する「小さな政府」論の理論的基礎を提供している。彼らの福祉国家批判は、極端で一面的ではあるが、社会保障の財源や実施に関する公私役割分担の問題をクローズアップし、社会保障の受給者の自律的選択を重視する視点を導入し、福祉社会への軌道修正を迫ったことの意義は大きい。とくにわが国の場合は、国家のパターナリズムによってなしくず的に福祉国家が制度化されてきただけに、個人の自律・自立の支援ということを基軸にすえて、市場原理の導入にも拒絶反応を示すことなく、その適正な活用の仕方を正面から議論し、公私の役割分担について社会的合意形成をはかってゆく必要がある。

80年代以降、リバタリアニズムをも含めたりベラリズムの個人主義的な前提や限界を原理的に問い直す潮流が台頭し、ポストモダンの風潮のもとで支持を広めてきている。それらの潮流のうち、共同体主義とフェミニズムが、福祉国家や社会保障の問題を、財の再分配という観点だけでなく、サービスの内容・質や生活スタイルの在り方という観点からも考察する必要を迫っており、重要である。

共同体主義は、リベラリズムの「権利の政治」が、家族や地域共同体などを侵食することを批判し、福祉などの共通善は、共同体的な絆のなかで社会連帯の観念に基づいて実現されるべきであり、官僚制的な国家にゆだねるべきでないとする。歴史的にみて、福祉国家による社会保障は、家族や地域共同体の相互扶助によってカバーできなくなった役割を順次引き受けて発展してきており、家族や地域共同体など、国家と市場以外のインフォーマルなネットワークが、福祉の実現においてもつ重要性を再認識させる意義は、正当に評価されるべきである。福祉の権利論的構成と社会連帯的・相互扶助的基盤とのディレンマを浮き彫りにして、福祉活動やその負担の担い手の公私の役割分担に関して原理的な問題提起をし、リバタリアニズムとは異なった福祉社会の方向を示唆している。社会保障の全領域をインフォーマルな社会的ネットワーク中心に再編成しうるかどうかは疑問であるが、市場か国家かという二者択一的論議だけでは不十分であることは明白であろう。

フェミニズムのリベラリズム批判としては、リベラルな公私区分論に対して、正義原理を成人男子中心の公的領域のみに適用し、私的領域である家族を適用外としており、子供の養育や老人の介護を多くの場合女性に押しつけている現実を眼を閉ざしていることを批判していることが、福祉の担い手の負担の公正という観点からみて無視できない問題提起であろう。また、C.ギリガンが、個人の自律・普遍的原理・一般的ルール・権利・公正などを重視する「正義の倫理」に対して、個別の関係への責任・互酬性・個性の尊重などを重視する「ケアの倫理」を提唱し、最終的に両者の統合を説いていることも、社会保障へのリベラルな法的・権利論的アプローチの原理的限界を明らかにし、他者のニーズにきめ細かに応答するケアを核とする社会保障の在り方の今後の方向を示唆するものとして注目される。

リベラルな福祉国家擁護論の側でも、このように、その軌道修正を迫る見解が次々と提唱されている事実を真摯に受け止め、人々の多様な福祉のニーズに応答的な社会保障制度の在り方について原理的統合的な視座を再構築し、21世紀の福祉国家の在り方について積極的なヴィジョンを提示する必要があることは間違いない。

田 中 成 明

(たなか・しげあき 京都大学教授)